

別表（第3条、第6条、第7条関係）

奨励金の種類 (対象となる取組)	奨励金の交付額	申請時期	添付書類
<p>① 育児休業取得企業奨励金</p> <p>奨励金対象者が通算14日以上の子育て休業を取得していること。</p>	20万円	奨励金対象者が第5条第4項に定める復職をした日が属する年度の3月31日まで	<p>【①②共通】</p> <p>ア 子の出生の事実を確認できる書類（母子健康手帳の写し、健康保険証の写し等）</p> <p>イ 育児休業の取得の申出書の写し等</p> <p>ウ 育児休業等の取得状況及び復職後の出勤状況を確認できるもの（奨励金対象者の育児休業期間中及び復職後の出勤簿の写し等）</p>
<p>② 育児休業取得者手当奨励金</p> <p>奨励金対象者に対し、育児休業給付金への上乗せを目的とした手当等を支給していること。</p>	<p>下記ア、イ、ウを比較して最も少ない額（千円未満切り捨て）</p> <p>ア 交付対象基準額（1日あたり3千円に交付対象日数を乗じた額）</p> <p>イ 対象となる手当等の実支出額</p> <p>ウ 次の(ア)と(イ)との差額</p> <p>(ア) 奨励金対象者の育児休業給付金の支給決定に係る賃金月額に80%を乗じた額を30日で除した額に交付対象日数を乗じた額</p> <p>(イ) 奨励金対象者に支給された育児休業給付金の支給金額を当該育児休業給付金の支給日数で除した額に交付対象日数を乗じた額</p>	奨励金対象者が第5条第4項に定める復職をした日が属する年度の3月31日まで	<p>エ 奨励金対象者の雇用関係が確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）</p> <p>オ 上司が奨励金対象者に対し、HAPPY CARD を直接交付している様子がわかる画像等</p> <p>カ 男性労働者に通算14日以上の子育て休業を取得させる旨を宣言する交付対象者の画像等</p> <p>【②のみ】</p> <p>ア 対象となる手当等の名称、内容が確認できる書類（給与明細書の写し、支給通知書の写し等）</p> <p>イ 対象となる手当等の実支出額がわかる書類（奨励金対象者の賃金台帳の写し等）</p> <p>ウ 育児休業制度に係る社内規程等を確認できる書類（就業規則の写し等）</p> <p>エ 奨励金対象者の育児休業給付金支給決定通知書の写し（申請の対象となる育児休業期間中のもの全て）</p> <p>オ 奨励金対象者の出生後休業支援給付金支給決定通知書の写し（申請の対象となる育児休業期間中のもの全て）</p> <p>カ その他知事が必要と認める書類</p>